

許可番号 第00757000528号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目5番11号

氏 名 株式会社クリーンネットワーク
代表取締役 杉山均

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内 堀 雅 雄



許可の年月日
許可の有効年月日

平成31年 3 月20日
令和 6 年 2 月13日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①汚泥（特定有害産業廃棄物）②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤鉱さい（特定有害産業廃棄物）⑥感染性産業廃棄物⑦廃石綿等
以上7種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成26年 2 月14日

更新許可年月日 平成31年 3 月20日（有効期間 平成31年2月14日～令和6年2月13日）

変更届出年月日 令和 3 年 4 月14日（代表者の変更）

5 積替え許可の有無

有・☒無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

- ①汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2－ジクロロエタン、1，1－ジクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン、1，1，2－トリクロロエタン、1，3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1，4－ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上24項目

- ②廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2－ジクロロエタン、1，1－ジクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン、1，1，2－トリクロロエタン、1，3－ジクロロプロペン、ベンゼン又は1，4－ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上12項目

- ③廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2－ジクロロエタン、1，1－ジクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン、1，1，2－トリクロロエタン、1，3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1，4－ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上24項目

- ④廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2－ジクロロエタン、1，1－ジクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン、1，1，2－トリクロロエタン、1，3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1，4－ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上24項目

- ⑤鉍さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6項目

以上5種類

以下余白